

小美玉市医療センターの移譲に関する基本協定書

小美玉市医療センターの移譲に関する基本協定書

小美玉市（以下「甲」という。）と医療法人財団古宿会（以下「乙」という。）は、小美玉市医療センター（以下「病院」という。）の移譲及び整備を円滑かつ確実にを行うため、次のとおり基本協定を締結する。

（移譲並びに運営の基本）

第1条 甲は、乙に病院を移譲する。

2 乙は、移譲に当たり、甲が示した小美玉市医療センター経営改革提案公募及び選定要項（以下「公募等要項」という。）に基づく移譲の条件を遵守する。また、乙は、乙が公募等要項により甲に対して提出をした提案申込書（これに関する書類を含む。）の内容（以下「提案内容」という。）に沿った経営及び各種取組みを行うことができるように努める。ただし、提案内容と本協定が相違するときは、本協定が優先する。

3 甲は、前項に規定する乙の経営及び各種取組みが円滑に行えるよう、乙との協力に努め、必要な補助や支援を行う。

（病院の概要）

第2条 移譲する病院の概要は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 小美玉市医療センター
- (2) 位 置 茨城県小美玉市中延651番地2
- (3) 病床数 一般病床80床

（移譲の時期）

第3条 移譲の時期は、平成32年4月1日を目途とする（以下「移譲の時期」同じ。ただし、実際の移譲の期日をもって「移譲の時期」となる。）。

（土地及び建物等）

第4条 甲は、移譲の時期以降、乙に甲が所有する病院の土地（以下「土地」という。）を無償貸与する。

2 甲は、病院の敷地のうち現在甲が所有していない部分（以下「借地」という。）を購入し、購入後は、前項の規定のとおり、これを乙に無償貸与する。

3 甲は、前項に規定する借地の購入が不可となったときは、予め乙の同意を得た上で借地の所有者との契約を解除することとし、乙が当該借地の使用を継続しようとするときは、乙が当該借地の所有者との契約等を行う。ただし、その場合であっても、甲は、借地の購入の交渉を継続して行い、この購入に努める。

4 甲は、病院の建物及び医療機器等並びに病院に関するリース契約について、基本的には、乙に対して無償で譲渡するものとする。今後その内容については、甲乙双方で協議してすすめる。

- 5 甲は、乙に対して、乙が新病院の建設並びに土地の整地及び進入経路の変更若しくは土地上及び地下の工作物建設及びその他の工事又は作業並びに医療機器の整備等、開院に必要な整備をしたとき、これに要した費用の2分の1（ただし、15億円を限度とする。）の額を10年から15年までの期間内で分割交付する。
- 6 乙は、第3条に規定する移譲の時期に関わらず、前項に規定する開院に必要な整備を病院の敷地内で行うことができる。
- 7 甲は、乙に対して第4項に基づき譲渡した病院の建物解体及び医療機器等の処分を乙が実施したときは、この解体及び処分に要した費用を第5項とは別途負担する。
- 8 甲は、乙が行う土地の造成及び掘削、その他造作等（整地、舗装、その他形状変更等全てをいう。）に当たり、甲が指示することとなる原状回復を条件として認めることができる。
- 9 甲は、乙又は乙以外の法人が、土地内に乙が病院経営に必要と認める建物等を建設しようとするときは、この建設を認めることができる。

（移譲による病院運営等）

- 第5条 乙は、今後締結することとなる移譲に関する取決め（契約を含む移譲に関して必要となる全ての取決め等をいう。以下、同じ。）並びに甲において必要となる条例及び規則等の制定又は改廃の手続きにより、移譲による病院経営を行う。
- 2 乙は、移譲の時期以降、病院の名称を変更することができる（病院の名称を変更したときは、変更後の名称をもって「病院」とする。）。

（救急医療）

- 第6条 乙は、救急告示の指定を継続し、1次救急を基本とした機能の保持に努める。
- 2 乙は、鉾田地域病院群輪番制の協力について、甲より求めがあったときは、この協力を努める。

（病床機能及び病床数）

- 第7条 乙は、80床を有効に活用することを基本とし、茨城県の地域医療構想を踏まえた病床機能の確保を行う。
- 2 甲は、移譲の時期までの間、前項の規定による乙の取組みについて、必要な協力を行うことができる。

（外来診療）

- 第8条 乙は、総合診療科、内科、外科、整形外科及びリハビリテーション科を基本とした外来診療の取組みに努める。ただし、今後の医療情勢等を踏まえたうえでは、甲乙協議のうえ、この見直しを行うことができる。

(本協定等の効力)

第9条 本協定及び第5条の移譲に関する今後の取決めに関して小美玉市議会の議決を要することは、その議決により効力が生じるものとする。

(疑義の協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙において病院の整備、運営について発展的に引き継ぐことができるよう協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年6月15日

(甲)

茨城県小美玉市堅倉835番地
小美玉市

市長 島田 穰一

(乙)

茨城県水戸市六反田町1136番地の1
医療法人財団 古宿会

理事長 小野 陸